

地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について

1. 指定更新について

平成 18 年 4 月 1 日の介護保険法の改正により、介護サービス事業所・施設に 6 年ごとの指定更新制度が設けられました。指定事業者は、指定日から 6 年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。地域密着型サービス事業所・施設については、市町村が指定更新を行うこととなっています。

2. 指定更新済み事業所

【市内事業所】

事業所番号	指定事業所名	サービス種類	指定事業者	有効期間の満了日	指定の更新日
3790200103	グループホームこうじん	認知症対応型 共同生活介護 (介護予防認 知症対応型共 同生活介護)	医療法人社団 厚仁会	令和 5 年 1 月 3 日	令和 5 年 1 月 4 日

3. 指定更新予定事業所（令和 4 年度）

【市内事業所】

事業所番号	指定事業所名	サービス種類	指定事業者	有効期間の満了日	指定の更新日
3790200111	特別養護老人ホーム 珠光園はる	地域密着型 老人福祉施設	社会福祉法人 厚仁会	令和 5 年 3 月 2 日	令和 5 年 3 月 3 日
3790200129	グループホーム あやうた	認知症対応型 共同生活介護 (介護予防認 知症対応型共 同生活介護)	社会福祉法人 宝樹園	令和 5 年 4 月 4 日	令和 5 年 4 月 5 日

【委員会における指定更新の取扱い】

- ・ 有効期間満了期日の概ね 1 ヶ月前までに、随時指定事業者より、指定事業所ごとに指定更新申請を受け付け、更新時点における人員体制等の基準適合について担当課で審査する。更新にあたっての資料を各委員に送付する。
- ・ 基準適合を確認できた事業所については指定を更新し、直近の委員会に更新結果を報告する。
- ・ 指定更新日が到来する事業所について、委員会に報告する。